

用語の説明

避難行動要支援者

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人。

避難行動要支援者避難支援計画（個別計画）

一人ひとりの避難行動要支援者に対する具体的な避難支援計画。

市の避難行動要支援者支援に関する対象者、関係機関の役割分担、避難行動要支援者名簿の提供先、保管などの全体的な考え方と避難行動要支援者一人ひとりに対する避難支援者、避難先、避難方法等を記載した個別計画（名簿・台帳）で構成する。

要配慮者

高齢者・障害者・乳幼児その他の特に配慮を要する人。

避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者避難支援計画作成の基本となる要支援者を抽出するため、「要介護状態区分」「障害支援区分」「家族の状況」、6月1日実施の「世帯家族調べ」等により作成する名簿。東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう、避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けた。

避難行動要支援者支援チーム

避難行動要支援者の支援のため、市に設置する部局横断的な対策チーム。

平常時は、福祉担当部局を中心とする福祉・防災関係部局の横断的なプロジェクト・チームであり、避難行動要支援者支援体制の整備などの検討、調整、訓練の企画を行うとともに、災害時は、災害対策本部の中の福祉担当部門に設置し、避難行動要支援者の避難や避難後の支援などの業務を行う。

避難情報

避難情報は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに、市が発令する情報である。

市が発令する避難情報には、災害発生のおそれの高まりや切迫度等に応じて、「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」がある。

自主防災会を中心とした避難所運営本部

避難所における要支援者のニーズの把握や支援を検討するため、各避難所に設置される。福祉関係者、避難支援者等の協力を得て、要支援者用窓口の設置や要支援者の避難状況の把握、要支援者の状況・ニーズの把握等を行う。

福祉避難所

一般の避難所では避難生活が困難な要配慮者のため、バリアフリー対策が施され、相談・助言・その他の支援等が受けられる社会福祉施設。

災害時に必要に応じて開設される二次的な避難所であり、原則として最初から避難所として利用することはできない。また、福祉避難所に指定している施設のうち、どの施設に福祉避難所を開設するかは、災害の規模、災害の発生場所、要配慮者の避難状況に応じて市が決定する。

やいづ防災メール

やいづ防災メールとは「地震・津波情報」「気象情報」「火災情報」「避難情報」等をお知らせする電子メールである。災害時の避難情報を受信する有用なツールであり、平成 27 年 10 月から同報無線の放送内容についても受信することが可能となった。災害時には視覚的に避難情報を確認できる。

新型戸別受信器

災害時の緊急情報などが屋内で受信できる機器である。緊急情報を受信すると電源を切っても自動的に起動し、文字表示、音声、画像などで情報を提供する有用なツールである。市ではTV接続型・ラジオ型の2種類を導入している。